第２章　都民と地域の防災力向上

本章における対策の基本的考え方

○　自助・共助の重要性と対策の基本的考え方

阪神・淡路大震災や東日本大震災などの過去の震災では、地震発生直後の住民同士による助け合いによって多くの命が救われており、発災時における自助・共助の重要性が明らかになっている。

本章では、自助・共助の担い手となる都民、地域、消防団、事業所、ボランティアによる取組を定めている。

都民、事業所等は、「自らの生命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを防災の基本理念として、災害に対する不断の備えを進めるとともに、都民、行政、事業所、ボランティア団体等との相互連携、相互支援を強め、自助、共助による都民及び地域の防災力の向上を推進していく。

○　現在の対策の状況

都は、これまで、ガイドブックの作成による意識啓発や救命講習の実施など、都民の自助を促進する取組を進めてきた。

現在、都内には、約 7,000 の防災市民組織があり、地域における訓練等を行っているほか、98 の消防団に約 24,500 人の消防団員が所属している。また、約 30,000 人の方々が発災時のボランティアとして登録している。

○　新たな被害想定を踏まえた課題

新たな被害想定では、屋内収容物（家具等）による死傷者が約 7,000 人、災害時要援護者の死者が約 5,000 人発生すると見込まれており、こうした被害を抑制するためには、家具転倒防止などの自助の取組や防災市民組織、消防団等による救助体制の整備を一層促進する必要がある。

○　主な対策の方向性と到達目標

・　実践的な防災訓練や総合的な防災教育の推進などによる自助の備えを促進
　→　**＜到達目標＞**自助の備えを講じている都民の割合を 100%に到達

・　防災隣組事業の推進による防災市民組織の活性化
　→　**＜到達目標＞**東京防災隣組の活動を都内全ての区市町村へ波及　など

本章における対策の全体像は、次ページの体系図のとおり。

第１節　現在の到達状況

○ 東日本大震災後における都民の自助の取組状況につき、安否確認方法の確認や家具転倒防止策を実施した人は、約 50%
○ 「東京防災隣組」36 団体を認定・モデル地区 4 地区を選定（平成 24 年 4 月現在）
○ 消防団員数は、定員約 26,500 人に対し、約 24,500 人（平成 23 年 4 月現在）
○ 町会・自治会等と事業所との災害時協定締結数は延べ 810 件（平成 23 年度末現在）
○ 東京都防災ボランティア等の登録者数は、約 12,000 人（平成 23 年度末現在）

第２節

○ 都民一人ひとりの自助の
るような備えが重要
○ 防災市民組織が発災時に
時の活動の活性化が必要
○ 消防団の定員の充足や災
○ 事業所の地域に対する役
を果たす体制の整備が必
○ 一般ボランティアが円滑
体制の整備が必要

第４節　到達目標

○ 自助の備えを講じている都民の割合を 100%に到達　○東京防災隣組の活動を都内全ての区
○ 地域との災害時協定の締結促進等により、事業所防災体制を強化　○円滑なボランティア活

第５節

地震前の行動（予防対策）

○ 自助による都民の防災力向上
- 都民による自助の備えの促進
- 防災に係る意識啓発・訓練・継続的な教育の推進

○ 地域による共助の推進
- 防災隣組事業の推進による地域防災力の向上

○ 消防団の活動体制の充実
- 消防団員の確保、教育訓練、資機材整備の推進

○ 事業所による自助・共助の強化
- 事業所防災計画の作成・修正の促進
- 防災市民組織等との災害時協定締結の促進

○ ボランティアとの連携
- 災害ボランティアコーディネーターの養成

地震直後の行動（応急対策）

○ 自助による応急対策
- 都民自身による防火、

○ 地域による応急対策
- 防災市民組織等による

○ 消防団による応急対
- 消防団による消火・救

○ 事業所による応急対
- 事業所による初期消火

○ ボランティアとの連
- 東京都災害ボランティ
- 災害ボランティアコー

と地域の防災力向上

課　題

備えや発災時に適切な行動をとれ

実効ある行動をとれるような平常

害活動体制の充実が必要
割（地域の救助活動・事業継続等）
要
に活動することができるよう、支援

第３節　対策の方向

○ 備蓄、家の安全対策、防災訓練への参加など、都民の自助を促進
○ 防災隣組事業における意欲的な取組の普及や認定団体の増加を促進
○ 消防団員の募集活動や訓練等の充実による能力向上、資機材の整備を推進
○ 事業所防災計画の作成や地域との災害時協定の締結を促進
○ 災害ボランティアコーディネーターの養成等により、ボランティア活動の支援体制づくりを推進

市町村へ波及　　〇消防団活動体制の充実により、災害活動能力を向上
動のための支援体制を構築

具体的な取組

発災後 72 時間以内

の実施

情報収集等の実施

の実施

初期消火等の実施

地震後の行動（復旧対策）*発災後 1 週間目途*

策の実施

助・応急救護活動等の実施

策の実施

・応急救護活動等の実施

携

アセンターの設置、情報収集・提供等の実施

ディネーターの派遣によるボランティア活動支援

第１節　現在の到達状況

１　自助による都民の防災力向上

防災対策では、都民一人ひとりによる自助の取組が重要であることから、都は「みんなの防災ガイドブック」の作成・配布をはじめ、様々な媒体を通じた広報の実施により、自助の必要性に係る意識啓発を行っている。

また、自助の備えとしての各家庭における家具類の固定などの転倒・落下防止策の実施、都民の防災訓練への参加や救命講習の受講及び防災教育などを推進し、自助による都民の防災力向上を図っている。

さらに、実際に男女のニーズの違いを踏まえた被災地支援を行っている専門家との意見交換会を実施するなど、男女双方の視点に配慮した防災対策を推進している。

- 家具類の固定等の転倒・落下防止の備えをしている都民の割合
  53.6%（平成 23 年９月「消防に関する世論調査」）
- １年間の防災訓練体験者数　約 163 万人（平成 23 年度　東京消防庁管内）
- 救命講習を受講した都民の人数　約 142 万人（平成 24 年２月現在）
- 公立小中学校版防災教育補助教材による、実践的な防災教育の推進
- 都立高校版高等学校「保健」補助教材を活用した防災教育の充実
- 全都立高校における宿泊防災訓練の実施

２　地域による共助の推進

現在、都内には約 7,000 の防災市民組織があり、各地域において防災訓練などの自主的な取組が進められている。

都においては、地域において意欲的な防災活動を継続している防災市民組織等を「東京防災隣組」として認定するとともに、都、区市町村等関係機関と防災専門家により地域の防災上の課題解決を支援する「地域防災力向上モデル地区」を選定するなどの取組を進めている。

- 東京防災隣組の認定　36 団体（平成 24 年４月現在）
- 地域防災力向上モデル地区の選定　４地区を選定（平成 24 年４月現在）
- 防災市民組織の結成数　7,064 組（平成 23 年４月現在）

３　消防団の活動体制の充実

発災時に、消火活動、救出・救助活動等を迅速に展開するためには、地域の実情に精通した消防団が果たす役割は極めて重要である。

都内では、98 の消防団に約 24,500 人の消防団員が所属しており、都は、消防団員の確保や消防訓練所での教育訓練など、消防団の活動支援を行っている。

- 都内の消防団員数　約 24,500 人（平成 23 年４月現在）

４　事業所による自助・共助の強化

発災時には、自助・共助の考えに基づき、地域の住民と事業所が協力して被害の拡大を防ぐことが重要であり、都は、総合防災訓練等を通じ、災害時における町会・自治会や事業所など地域の連携を図る取組を推進し、地域における防災力向上を図っている。

・　町会・自治会等と事業所との応援協定締結　延べ 810 件（平成 23 年度末現在）
・　事業所防災計画の届出率（消防計画の作成義務対象物に対する届出率）
約 80%（平成 24 年４月現在）
・　東京消防庁及び各市町村と事業所等の応急手当普及員との協働による応急手当講習の実施

５　ボランティア活動への支援

救出・救護、初期消火、交通整理、建物の被災状況把握、避難所運営など、発災時において多岐にわたるボランティア活動が期待されることから、都は、総合防災訓練の実施に合わせ、ボランティア活動支援に係る訓練を実施するなど、ボランティアが発災時に円滑に活動できる体制づくりを推進している。

・　東京都防災ボランティア等（※）登録者数　約 12,000 人（平成 23 年度末現在）
※語学ボランティア、応急危険度判定員、被災宅地危険度判定士、東京都建設防災ボランティア
・　警視庁交通規制支援ボランティア登録者数　約 1,900 人（平成 24 年５月現在）
・　東京消防庁災害時支援ボランティア登録者数
約 16,400 人（平成 24 年４月現在）

第２節　課　題

【被害想定（東京湾北部地震）】

被　害　項　目	想定される被害
焼失棟数	最大　約 188,100 棟
屋内収容物による死者	最大　約　　304 人
屋内収容物による負傷者	最大　約　6,665 人
災害時要援護者の死者	最大　約　4,921 人

１　自助による都民の防災力

被害想定では、屋内収容物による死傷者が約7,000人発生すると想定されており、こうした被害を抑制するためには、家具類の固定などの転倒・落下防止の備えを講じる必要がある。

しかしながら、東日本大震災後に実施した調査（平成 23 年９月「消防に関する世論調査」）によれば、こうした取組を行っている都民の割合は 53.6%となっており、引き続き、都民一人ひとりの自助の備えを推進していく必要がある。

２　地域における共助

発災時に一人でも多くの命を救うためには、発災直後の近隣住民同士の助け合いが大きな効果を発揮する。とりわけ、高齢者などの災害時要援護者に対して、適切な支援が行われることが重要である。

新たな被害想定では、災害時要援護者の死者が約 5,000 人発生すると想定されており、都民一人ひとりの共助の取組への参画や防災市民組織等の活動の活性化を一層推進していくことが必要である。

３　消防団の活動体制

新たな被害想定では、焼失棟数が最大約 19 万棟に上るなど、火災により大きな被害が発生すると想定されており、初期消火等の消防団による活動が的確かつ迅速に行われる必要がある。

都内の消防団は、定員約 26,500 人に対して、現員約 24,500 人となっており、定員充足など消防団の活動体制を整えることが必要である。

４　事業所による自助・共助の取組

発災時において事業所は、地域の一員としての救助活動等を行うこと、事業継続を通じて地域の経済活動や雇用を支えるなど地域住民の生活の安定化に寄与することといった役割を求められている。

現在、都内の事業所では、地域の町会・自治会等との応援協定の締結などの取組が進められているが、新たな被害想定では、最大約 339 万人の避難者や約 512 万人の帰宅困難者の発生といった大きな被害が想定されており、発災時における事業所の役割を踏まえて、事業所の防災力を一層向上する必要がある。

５　ボランティア活動の支援体制

発災時において、ボランティアは、炊き出しなどの避難所の運営支援やがれき除去といった様々な役割を果たすことが期待されている。

東日本大震災の際には、甚大な被害の影響から、ボランティアが十分に活動できなかった事例もあった。また、新たな被害想定では最大約 339 万人の避難者の発生が想定されており、首都直下地震等の発生時にボランティアが円滑に活動することができるよう、支援体制を整備する必要がある。

第３節　対策の方向性

１　自助による都民の防災力向上

都民一人ひとりが「自らが防災の担い手」であるとの自覚を高め、防災対策に取り組むよう、防災意識の啓発を推進するとともに、都民一人ひとりの初期消火や救出救助、応急救護に関する実践的かつ効果的な防災訓練を推進していく。

また、総合的な防災教育の推進により、生涯にわたる自助・共助の精神を涵養していくとともに、外国人への情報提供や防災知識の普及等を推進していく。

２　地域による共助の推進

東京の共助の中核を担う防災隣組の普及・拡大を積極的に図り、認定団体の都内全域における活動展開を促進することにより、地域の共助を推進していく。

また、「自分たちのまちは自分たちで守る」意識の啓発や、地域における初期消火や救出救助、応急救護に関する実践的かつ効果的な防災訓練を推進していく。

３　消防団の活動体制の充実

初期消火や救出・救助活動などの活動を発災時に的確かつ迅速に実施できるよう、消防団員の募集活動や地域住民、消防署隊等と連携した訓練及び資機材等の整備を推進し、消防団の活動体制の充実を図っていく。

４　事業所による自助・共助の強化

行政や地域との協定締結や、事業所防災計画の作成促進等により、発災時において事業所が自らの役割を果たすことができよう、事業所の防災力向上を促進していく。

５　ボランティア活動の支援体制づくりの推進

発災時に被災地のニーズに即したボランティア活動が展開されるよう、都及び区市町村と地域の社会福祉協議会、市民活動団体等との連携を強化するとともに、災害ボランティアコーディネーターの養成等により、ボランティア活動の支援体制づくりを推進していく。

第４節　到達目標

１　自助の備えを講じている都民の割合を 100%に到達

各主体に対する様々な防災訓練の実施や学校等における幼児期からの体系的な防災教育の実施により、都民一人ひとりの防災意識及び防災行動力の向上を図り、都民が、防災を我がこととして捉え、自ら防災対策に取り組む風土を醸成する。

また、被災した際も、外国人が言語等で不都合を感じないよう、効果的な情報提供を推進する。

２　東京防災隣組の活動を都内全ての区市町村へ波及

東京の共助の先導的役割を果たす防災隣組事業を推進し、東京防災隣組の活動を都内全ての区市町村へ波及させる。

また、防災市民組織の活性化の促進等を図り、地域防災力の向上を実現する。

３　消防団活動体制の充実により、災害活動力を向上

消防団の定員充足等の推進による体制の充実や発災時における地域住民・消防署隊等との連携による円滑な災害活動の推進等を図る。

４　地域との災害時協定の締結促進等により、事業所防災体制を強化

地震に係る自衛消防活動の充実・強化を図るとともに、防災計画の実効性を確保し、近隣住民等で組織された防災市民組織等との災害時応援協定の締結を促進することにより、地域全体の自助・共助体制を推進する。

また、東京消防庁による事業所防災計画の作成指導の継続的な実施等を通じ、防災に関する意識の向上を図るなど、実効性の高い地震対策を推進する。

５　円滑なボランティア活動のための支援体制を構築

都及び区市町村において災害時のボランティア活動支援を想定した訓練を、毎年実施すること等により、地域の社会福祉協議会、市民活動団体等とのネットワークを構築する。

また、災害ボランティアコーディネーターの計画的な養成等により、発災時における円滑なボランティア活動の支援を推進する。

第５節　具体的な取組

【予防対策】

１　自助による都民の防災力向上	４　事業所による自助・共助の強化
２　地域による共助の推進	５　ボランティアとの連携
３　消防団の活動体制の充実	６　都民・行政・事業所等の連携

１　自助による都民の防災力向上

１－１　都民による自助の備え

都民は、次に掲げる措置をはじめ、「自らの生命は自らが守る」ために必要な防災対策を推進する。

- 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
- 日頃からの出火の防止
- 消火器、住宅用火災警報器等の住宅用防災機器の準備
- 家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の落下防止
- ブロック塀の点検補修など、家の外部の安全対策
- 水（１日一人３ℓ目安）、食料、医薬品、携帯ラジオなど非常持出用品や簡易トイレの準備
- 災害が発生した場合の家族の役割分担、避難や連絡方法の確認
- 都や区市町村が行う防災訓練や防災事業への積極的な参加
- 町会や自治会などが行う、地域の相互協力体制の構築への協力
- 災害時要援護者がいる家庭における、住民組織、消防署、交番等への事前情報提供
- 災害発生時に備え、避難所、避難場所及び避難経路等の確認・点検
- 過去の災害から得られた教訓の伝承等による防災への寄与

１－２　防災意識の啓発

（１）対策内容と役割分担

行政等は、都民の危機意識を喚起することにより、都民が「自らが防災の担い手」であるとの自覚を高め、自ら建物の耐震化･不燃化、家具類の転倒・落下・移動防止等の防災対策に取り組むよう、様々な機会を通じて啓発を行う。

機　関　名	対　策　内　容
都　総　務　局	○　防災パンフレットの作成、配布 ○　児童向けの防災コーナーを設ける等、分かりやすく親しみやすいホームページの構築 ○　毎年８月下旬から始まる防災週間における、防災関係機関と連携した、各種の展示・イベント等の開催 ○　屋外大型ビジョンを活用した平常時の広報の実施
都生活文化局	○　広報紙・テレビ・ラジオ・ホームページ等における防災情報の提供 ○　「震災対応マニュアル改訂支援のための手引き」等により、私立学校における震災マニュアルの点検・整備を支援
都都市整備局	○　耐震改修工法・装置の紹介など、耐震化に関するパンフレットを作成し、ホームページや展示会等で情報提供 ○　耐震診断実施により、居住者及び所有者がマンションの危険度を認識するようセミナー開催やパンフレットを送付 ○　防災まちづくりや建物の不燃化に対する気運を醸成するため、区と連携した地域密着型集会の開催及び個別相談等による情報の提供
都福祉保健局	○　災害時の医療救護活動等に関する各種マニュアルの作成、マニュアルに基づく研修会（トリアージ研修会、身元確認に関する歯科医師研修会等）の実施 ○　都内の全病院、社会福祉施設等に対し、「防災週間」にあわせ、訓練指針等について周知 ○　災害時要援護者に係る名簿の整備、支援の全体的な考え方を示す全体計画、支援者や避難先など災害時要援護者一人ひとりに対応した個別計画の策定など、区市町村の取組に対する支援の実施 ○　区市町村職員を対象とした災害時要援護者研修の実施
都　水　道　局	○　地震発生に際しての水道局の応急対策・水の備蓄方法及び備蓄が必要な理由に係る広報の実施
都　教　育　庁	○　学校における震災への事前の備え、災害発生時の対応、教育活動の再開への対応を周知
警　視　庁	○　予防として都民等のとるべき措置等に係る広報の実施 ○　防災展、防災訓練、各種会議、講習会等の機会や巡回連絡、防犯座談会等諸警察活動を通じての防災に係る広報活動の実施 ○　災害対策、生活安全情報、事件事故情報、交通情報や各種相談窓口等のホームページ等への掲載

機　関　名	対　策　内　容
	○　大震災発生時等に交通規制の支援を行う交通規制支援ボランティアの充実、教養訓練の実施
東京消防庁	○　「地震に対する10の備え」や「地震　その時10のポイント」、出火防止、初期消火、救出救助及び応急救護の知識等に係る指導及びホームページ掲載による広報の実施 ○　関係団体と連携した効果的な啓発活動の展開 ○　消防団、災害時支援ボランティア、女性防火組織、消防少年団等の活動紹介及び加入促進 ○　消防博物館、都民防災教育センター等における常設展示及び体験施設による広報の実施 ○　ラジオ、テレビ、新聞等に対する情報提供・取材協力 ○　「はたらく消防の写生会」の開催や防火ポスターの募集 ○　「防火防災診断」（災害時要援護者宅を中心に各家庭を訪問し、防火防災上の安全性の確認や住宅用防災機器の設置等に関する指導助言を行うこと）の実施 ○　出火防止及び初期消火に関する備えの指導
区市町村	○　防災パンフレットの配布 ○　災害対策や防災情報のホームページへの掲載 ○　防災や災害時要援護者支援に係る実践事例等を学ぶ講習会の実施
東京管区気象台（気象庁）	○　災害予防に関するパンフレットの作成・配布 ○　お天気フェア、防災気象講演会の開催 ○　報道発表、気象の知識等のホームページへの掲載 ○　東京都教育庁と連携した小中学校の緊急地震速報対応訓練の支援
東京労働局	○　化学工業、建設事業等各業種を対象に、土砂崩壊災害の防止や電気設備の防爆化、化学的危険防止等に係る各種の安全講習会や協議会等の開催
日赤東京都支部	○　都民、学校等を対象に、救急・救護に係る講習会の実施 ○　災害救護ボランティアを対象とする、災害時のボランティア活動に必要な基本的な知識・技術の習得を内容としたセミナーの開催 ○　救急法と防災知識の普及を目的とした「赤十字救護フェスタ」の開催 ○　各地区奉仕団、各学校、各種団体等における災害時の救護活動及び災害状況等の記録ビデオの活用 ○　防災情報・救護活動状況等のホームページ等への掲載

機　関　名	対　策　内　容
首都高速道路	○　避難対応などの情報を周知するパンフレットの配布
ＮＴＴ　東日本	○　防災展及び地域防災訓練等における災害用伝言ダイヤル171、災害用ブロードバンド伝言板(web171)の利用体験、防災パンフレット等の配布 ○　災害用伝言ダイヤル171 等の利用方法等の紹介
ＮＴＴ　ドコモ	○　防災展及び地域防災訓練等におけるｉモード災害用伝言板サービスの利用体験、防災パンフレット等の配布 ○　ｉモード災害用伝言板サービス等の利用方法の紹介
ＫＤＤＩ	○　防災展及び地域防災訓練等における災害用伝言板や、衛星携帯電話、その他災害対策関連機器・サービス等の知識の普及、利用促進 ○　災害に対する取組や、災害用伝言板サービスの紹介
各放送事業者	○　平常時における災害予防に係るキャンペーン番組の編成 ○　家庭・職場で、地震に備えた取組を進めるための具体的な情報のホームページへの掲載
東京ガス	○　防災の日及び防災週間中における、マイコンメーターの復帰操作等を記載したパンフレット、チラシの配布 ○　東京ガスの防災と安全への取組や利用者の安全・防災対策の紹介
東京電力	○　災害時の電気関係の措置や利用者が行う事前の備え、感電事故防止に係るパンフレットの発行 ○　東京電力の防災対策紹介ビデオの制作、利用者への周知 ○　停電・復旧情報等のホームページ、携帯サイトへの掲載 ○　災害に強い設備づくり、万一の災害に備えた復旧態勢の整備等、具体的な防災対策のホームページへの掲載

１－３　防災教育・防災訓練の充実

（１）対策内容と役割分担

各機関は、幼児期から社会人までの継続した総合的な防災教育の推進により、生涯にわたる自助・共助の精神を涵(かん)養する。

防災知識の普及等を推進する際には、性別による視点の違いに配慮し、女性の参画の促進に努めるとともに、女性や青年も含めた防災リーダーを育てる防災教育を実施していく。

また、都民、防災市民組織等を対象とした防災訓練を充実させ、広報等により訓練参加者の増加を図っていく。

機　関　名	対　策　内　容
都　総　務　局	○　都内全域の防災市民組織リーダーを対象とした、災害図上訓練（DIG）等を取り入れた実践的な内容の研修を実施（東京都震災対策条例第 37 条（防災リーダーの育成）） ○　区市町村の防災担当職員を対象に、地域特性を踏まえた研修会の実施（東京都震災対策条例第33条（防災教育））
都生活文化局	○　各私立学校における防災教育の推進を図るための、必要な情報の提供
都　教　育　庁	○　防災教育補助教材「３．１１を忘れない」「地震と安全」の作成による実践的な防災教育の推進 ○　東京消防庁等と連携した全都立高校における宿泊防災訓練（人命救助訓練等）の実施 ○　安全教育推進校の指定、「学校安全教室指導者講習会」の開催等による教員の資質向上 ○　消防署等と連携した防災教育の推進
警　視　庁	○　テロ対策のために全警察署（102 署）に展開している地域版パートナーシップを震災対策に活用した研修会、合同訓練の実施と幼稚園、小・中・高校を対象とした防災教育の推進
東京消防庁	○　女性防火組織、消防少年団及び幼年消防クラブの育成指導の実施 ○　都民の防災意識の調査や出火防止対策、初期消火体制等の実態の把握、効果的な訓練の推進 ○　初歩的な基礎訓練のほか、街区を活用した発災対応型訓練など実践的な訓練や都民防災教育センターにおける体験施設を活用した訓練の実施 ○　防災市民組織等に対する地域特性に応じた実践的な訓練の推進 ○　出火防止等に関する教育・訓練の実施 ○　起震車を活用した身体防護・出火防止訓練の推進 ○　都民の自主救護能力の向上に寄与する応急手当普及用資器材の整備・充実 （資料第　　「応急手当普及用資器材現況」別冊Ｐ　　） ○　都民等に対し、AEDの使用方法を含めた救命講習の実施 ○　一定以上の応急手当技能を有する都民に対する技能の認定等、都民の応急救護に関する技能の向上 ○　幼児期からの教育機関等と連携した総合防災教育の推進

機　関　名	対　策　内　容
	○　都立高校等で行われる宿泊防災体験活動における総合防災教育の実施 ○　都教育庁が指定する防災教育推進校における実践的な防災訓練、応急救護訓練等の実施 ○　小学生には救命入門コース、中学生には普通救命講習、高校生には上級救命講習の受講を推奨 ○　町会・自治会本部を中心に、民生児童委員、町会員等と連携した災害時要援護者の安否確認要領及び救出救護要領の確認を取り入れた防災訓練の実施 ○　消防団と連携した防災教育・防災訓練の実施
区　市　町　村	○　防災市民組織の育成指導 ○　災害時要援護者、家族、地域住民等が合同で実施する避難訓練への支援 ○　各避難所運営主体による避難所運営訓練や区総合防災訓練等への災害時要援護者と家族の参加に対する支援 ○　各家庭における地震時の身体防護・出火防止等の徹底を図るための防災教育の推進 ○　実践的な防災訓練を通じた都民の防災行動力の向上の推進

１－４　外国人支援対策

（１）対策内容と役割分担

各機関は、在住外国人及び外国人旅行者等に対し、平常時から、防災知識の普及や地域行事を利用した防災訓練の実施等を推進していく。

機　関　名	対　策　内　容
都　各　局	○　在住外国人及び外国人旅行者等への防災知識の普及・啓発 ○　外国人旅行者応対マニュアルの作成・周知 ○　在住外国人のための防災訓練の実施
区　市　町　村	○　在住外国人及び外国人旅行者等への防災知識の普及を推進 ○　避難道路標識等の外国語標記の推進 ○　地域の防災訓練に参加する外国人への支援

（２）詳細な取組内容

≪都各局≫

○　提供ラジオ番組「TOKYO City Information」(Inter FM)等において、在住外国人を対象に、英語で防災情報を提供する。

○　東京都国際交流委員会と連携し、多言語(日本語、英語、中国語、ハングル)の他、「やさしい日本語」での防災知識の普及・啓発に努める。

○　防災に関する動画をインターネット配信し、情報提供を行う。

○　都生活文化局及び区市町村は、在住外国人向けメディア（エスニック・メディア）や外国人支援団体に対し、連絡会等の場を活用し、平常時から情報提供を行う。

○　公益財団法人東京観光財団や各種観光関連団体と情報交換し、東京観光情報センター等において、防災情報も掲載したハンディガイドを配布し、外国人旅行者に対する情報提供を行う。

○　都内観光関連事業者等が、発災時に円滑な案内・誘導、情報提供等を行えるよう、緊急、災害発生時の応対マニュアルを作成、周知し、外国人旅行者に対する情報提供の円滑化を図る。

○　ローマ字、英文併記を原則に、道路標識の整備を推進する。

○　外国人への情報伝達を支援するため、在京大使館等との通信訓練を引き続き実施する等、連絡体制の確保に取り組んでいく。

○　外国人支援のための防災知識の普及啓発と実地体験を組み合わせた防災訓練を実施し、併せて東京都防災（語学）ボランティアのスキルアップを図る。

≪区市町村≫

○　地域の国際交流協会と連携し、外国人参加の防災訓練や防災講座、防災教室、多言語対応防災マニュアル、防災マップの作成などを通じて防災知識の普及を図る。

○　都が作成する防災に関する動画を活用し、外国人が多く集まる場所等で、情報提供を行う。

○　消火器、街区表示板、避難標識や避難所施設内の掲示物等の外国語標記を推進する。

○　東京都防災（語学）ボランティアを活用し、地域の防災訓練に参加する外国人への支援を推進する。

２　地域による共助の推進

（１）対策内容と役割分担

「東京防災隣組」をはじめとする防災市民組織の活性化

首都直下地震等の大規模災害の発生時において、被害を最小限に止めるためには、地域の事情に精通した防災市民組織等の活動が重要となる。

とりわけ、都総務局は、地域において意欲的な防災活動を継続している防災市民組織等を「東京防災隣組」として認定し、地域の防災活動の中核として位置付け、その取組に関して積極的に普及活動を展開することにより、周辺地域への波及を図る。また、地域防災力向上モデル地区における取組の成果の普及と併せて、地域の防災市民組織の活性化を図っていく。

加えて、認定団体間の情報共有と自主的な連携関係の構築を促進することにより、認定団体の活動の質の向上と活性化を図り、地域防災力の向上を更に牽引する。

各機関は、防災市民組織に係る広報及び町会・自治会等の防災市民組織等の

育成指導に力を入れ、防災市民組織の結成、都民の参加を推進し、災害時に自ら行動できる人材を育成していく。

（資料第　　「防災市民組織の結成数の推移」別冊Ｐ　　）

（資料第　　「防災市民組織の訓練用資器材の現況」別冊Ｐ　　）

機　関　名	対　策　内　容
都　総　務　局	○　区市町村に対し、防災市民組織未結成地域の解消推進に係る、より一層きめ細やかな指導・助言の実施 ○　東京防災隣組認定団体の活動に携わる人々の熱意や生の声を伝える紹介冊子等の作成・配布による、他の地域の防災活動への取組契機づくり ○　都民を対象とする、災害時における自助・共助の重要性と防災隣組の活動を周知するための普及イベントの開催 ○　関係局及び区市町村と連携した防災隣組の普及活動 ○　認定団体交流会や東京防災隣組ホームページの活用による認定団体同士の人材ネットワークの構築 ○　東京防災隣組認定による防災隣組の都内全域への普及拡大 ○　東京防災隣組をはじめとする防災市民組織の課題解決、リーダー育成のための講習会の開催 ○　地域防災力向上モデル地区における都、区市町村、地元警察・消防、防災アドバイザーによる地域の防災課題の検討及び成果の普及
警　視　庁	○　テロ対策のために全警察署（102 署）に展開している地域版パートナーシップを震災対策に活用した「地域の絆づくり」に向けた取組、地域特性に応じたモデル地区の選定、強化の推進
東京消防庁 市町村消防本部	○　防災市民組織の救出救護班員及び一般都民に対する、救出活動に関する知識及び技術の普及・啓発活動の推進 ○　区市町村と連携した防災市民組織の活性化の推進
東　京　消　防　庁	○　防災意識の啓発（再掲） ○　防災教育・防災訓練の充実（再掲） ○　軽可搬消防ポンプやスタンドパイプ等を活用した実践的な初期消火対策を指導し、防災市民組織等における初期消火体制の強化を推進 ○　具体的な訓練指導マニュアルを策定し、防災市民組織等への指導に反映 ○　防災市民組織のリーダーに対する実践的な講習会等の開催

機　関　名	対　策　内　容
都　水　道　局	○　スタンドパイプ・仮設給水器材を活用した応急給水方策の検討による、防災市民組織等における自主的な応急給水の支援
区　市　町　村	○　住民への積極的な支援・助言による、防災市民組織の組織化の推進

○　上記の行政機関のほか、防災市民組織等の役割やとるべき措置は、次のとおりである。

・　防災に関する知識の普及や出火防止の徹底
・　初期消火、救出救助、応急救護、避難など各種訓練の実施
・　消火、救助、炊出資器材等の整備・保守及び簡易トイレ等の備蓄
・　地域内の危険箇所の点検・把握及び地域住民への周知
・　地域内の災害時要援護者の把握及び災害時の支援体制の整備
・　行政や地域内の企業・事業所との連携・協力体制の整備

３　消防団の活動体制の充実

（１）対策内容と役割分担

消防団は、常備消防、区市町村をはじめとする行政機関と防災市民組織や住民との間をつなぐ存在であり、公助を担う消防機関であるとともに、地域における共助活動の中心的存在でもある。

各機関は、消防団員がより意欲的かつ効果的に活動できるよう、活動しやすい環境や資機材の整備など、消防団の活動を支援し、その体制の強化を推進する。

機　関　名	対　策　内　容
都　総　務　局	○　消防団員の確保 ○　消防団員の教育訓練 ○　市町村の消防防災施設の整備促進
東　京　消　防　庁 市　町　村	○　消防団員の確保 ○　消防団員の教育訓練 ○　消防団資機材・分団本部施設等の整備 ○　地域等と連携した防災対策の推進

（２）詳細な取組内容

≪都総務局≫

○　消防団の存在と活動を知ってもらう広報、消防団員の募集広報を積極的に展開し、都市構造、人口動態、職業構成など、都市の特性に対応した事業所団員等、消防団員の確保策をさらに推進する。

○　都消防協会が実施する消防操法大会の開催を支援するなど、消防団の教育訓練の充実

を図り、人材育成面での支援を行う。

○　消防団がより意欲的かつ効果的に活動できるよう、人材確保や技能の向上など多面的に消防団の活動を支援し、その体制の強化を推進する。

≪東京消防庁及び市町村≫

○　消防団の存在と活動を知ってもらう広報、消防団員の募集広報を積極的に展開し、入団促進を図る。

○　震災時の火災対応や救助活動を実施するため、消防団活動の拠点となる分団本部施設の整備をはじめ、活動に必要な救助資機材や可搬ポンプ積載車（緊急自動車）等を整備する。

（資料第　　「消防団の現況」別冊P　　）

（資料第　　「消防団施設・装備の現況[特別区]」別冊Ｐ　　）

○　各種資機材を活用して地域特性に応じた内容の活動訓練を実施し、災害活動能力及び安全管理能力の向上を図る。

○　応急手当普及員を養成し、消防団員の応急救護技能の向上を図る。

（資料第　　「応急手当普及員養成現況[特別区]」別冊Ｐ　　）

○　新入団員への入団教育を充実し、災害活動技能の早期習得を図る。

○　消防団員が有している重機操作、自動車等運転の各種資格を震災等の大規模災害時に有効に活用できる体制を整備する。

○　消防団の活動等に係る自主学習用教材を配布するなど、団員の生活に配慮した訓練方法や訓練時間の工夫を推進し、団員の仕事や家庭との両立を図る。

○　消防団に積極的に協力している事業所を「消防団協力事業所」として認定し、地域防災体制の一層の充実を図る。

○　地域住民等に対する防火防災教育訓練を通じて消防団と地域住民等との連携を強化し、地域防災力の向上を図る。

４　事業所による自助・共助の強化

（１）対策内容と役割分担

各機関は、地域との協定締結の促進や合同訓練の実施、事業所防災計画の作成促進等により、事業者の防災力を向上させる。

（資料第　　「指定公共機関等の訓練一覧（指定公共機関等）」別冊Ｐ　　）

機　関　名	対　策　内　容
都　総　務　局	○　事業所相互間の協力体制及び事業所と防災市民組織等との連携を強めるなど、地域との協力体制づくりの推進
都　環　境　局	○　高圧ガス保安について、地域防災協議会の充実、防災計画の策定を指導 ○　火薬類の保安について、平常時、震災時等の自主保安体制の整備を指導

機　関　名	対　策　内　容
都産業労働局	○　都内中小企業のBCPの策定を支援 ○　BCPの実効性を高めるため、その取組を行う企業をモデル的に支援
東京消防庁 市町村消防本部	○　事業所の自衛消防に関する活動能力の充実、強化 ○　事業所の救出・救護活動能力の向上 ○　事業所防災計画の作成指導 ○　危険物施設等の防災組織に対し、消防法等に基づき、自衛消防組織の結成を指導 ○　防火管理者、防災管理者、危険物取扱者等の各種消防技術者及び都民を対象とした講習会等の実施 ○　事業所防災計画作成促進を目的とした冊子の作成・配布 ○　東京都震災対策条例第 11 条の都市ガス、電気、通信その他の防災対策上重要な施設に指定された事業所との連携訓練の実施 ○　都民や事業所を対象とした応急救護知識・技術の普及
区市町村	○　事業所相互間の協力体制及び事業所と防災市民組織等との連携を強めるなど、地域との協力体制づくりを推進

（２）詳細な取組内容

≪事業所≫

○　災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、帰宅困難者対策、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を果たすため、自らの組織力を活用して次のような対策を図っておくことが必要である。

・　帰宅困難者対策に係る「大規模な集客施設や駅等における帰宅困難者対策ガイドライン」を参考に、利用者の保護に係る計画を作成し、あらかじめ事業所防災計画や事業継続計画（BCP）等の計画に反映（その際、可能であれば、他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取組への参加等についても計画に明記）

・　社屋内外の安全化、防災資器材や水、食料等の非常用品の備蓄(従業員の３日分が目安)等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認体制の整備

・　災害発生時等に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために事前に準備しておく対応方針に係る計画、いわゆる、重要業務継続のための事業継続計画（BCP）を策定し、事業活動拠点である事務所、工場等の耐震化の推進、事業のバックアップのシステムやオフィスの確保、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認などの事前対策の推進

・　組織力を活用した地域活動への参加、防災市民組織等との協力、帰宅困難者対策の確立など地域社会の安全性向上対策

・　東京商工会議所や東京経営者協会など、横断的組織を通じた災害時の地域貢献の促進

≪東京消防庁及び各市町村≫

○　自衛消防隊が、バール、とび口等、震災に備えた装備を活用し、発災初期段階での救出・救護活動を行えるよう、震災を想定した自衛消防訓練を通じて、自衛消防隊員その他の従業員等の救出技術の向上を図る。

・　防火管理者の選任を要する事業所

消防法（昭和23年法律第186号）第８条、第８条の２等により、消防計画に基づく自衛消防隊の編成、自衛消防訓練の実施などが規定されている。

これらの規定に基づき編成された自衛消防隊の訓練等の指導を推進する。

・　自衛消防組織の設置義務のある事業所

消防法第８条の２の５により一定規模以上の事業所は、自衛消防組織の設置が義務づけられている。

この規定に基づき設置された自衛消防組織が災害発生時に効果的な対応ができるように組織行動力の育成を推進する。

・　防災管理者の選任を要する事業所

消防法第 36 条により防災に関する消防計画に基づき自衛消防隊の編成、避難訓練の実施などが規定されている。

この規定に基づき設置された自衛消防組織が災害発生時に効果的な対応ができるように組織行動力の育成を推進する。

・　自衛消防活動中核要員の配置義務のある事業所

ａ　ホテル、旅館、百貨店など多数の収容人員を有する一定規模以上の事業所は、火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）第55条の５により、自衛消防技術認定証を有する者を配置することが義務付けられている。

ｂ　震災時には、これら一定の知識・技術を持つ者が自衛消防活動の中核となる要員（自衛消防活動中核要員）として活動することが有効である。このことから、自衛消防活動中核要員を中心とした自衛消防訓練等の指導を推進する。

ｃ　自衛消防活動中核要員の装備として、ヘルメット、照明器具等のほか、携帯用無線機等や震災時等にも有効なバールその他の救出器具、応急 手当用具の配置を推進する。

・　防火管理者及び防災管理者の選任を要しない事業所

火災予防条例第55条の４により、自衛消防活動を効果的に行うため自衛消防の組織を編成し、自衛消防訓練を行うよう努めることが規定されている。震災発生時におい

ては、編成された組織が自衛消防隊として活動することが有効である。このことから、自衛消防隊の訓練等の指導を推進する。

≪東京消防庁≫

○　事業所に対し、東京都震災対策条例第10条及び第11条に基づく事業所防災計画の作成を指導し、事業所の自主防災体制の充実強化を図る。

・　防火管理者の選任を要する事業所

東京消防庁は、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示で定める次の事項について消防計画に定めるよう指導する。

a　震災に備えての事前計画

b　震災時の活動計画

c　施設再開までの復旧計画

・　防災管理者の選任を要する事業所

東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示で定める前aからcの事項について、事業所の実態に応じて必要な事項を防災管理に関する消防計画に定めるように指導する。

・　防火管理者及び防災管理者の選任を要しない事業所

東京消防庁は、小規模事業所に対して、事業所防災計画の作成資料として「事業所防災計画表」を配布し、作成を指導する。

・　防災対策上重要な施設の事業所防災計画

都市ガス、電気、鉄道・軌道等、高速道路及び通信の防災対策上重要な施設（６業種32事業所）を管理する事業者に対して、事業所防災計画の作成を指導する。

○　発災初期段階での傷病者に対する応急救護能力を向上させるため、火災予防条例第55条の５に基づく、自衛消防活動中核要員を中心に、上級救命講習等の受講の促進を図るとともに、事業所等における応急手当の指導者の養成等を行う。

≪都総務局≫

○　地域の防災力向上の取組の一環として、事業所と地域との防災に係る相互連携を推進するため、東京商工会議所が主催するBCP講座などにおいて、事業所に対する意識づけが行われるよう働きかけるとともに、住民に対しては、地域防災リーダー研修を活用して、先進事例を紹介するなど、関係者への協定締結の働きかけを行う。

≪都環境局≫

○　高圧ガス取扱事業所に対しては、自主保安体制としての防災計画の作成を指導するとともに、東京都高圧ガス地域防災協議会及びその加盟高圧ガス取扱事業所並びに関

係機関等と協力して、実験、基礎訓練及び総合訓練を実施する。

○　高圧ガス保安団体に対し、自主保安体制としての東京都高圧ガス地域防災協議会の充実・強化、及び未加入事業所について同協議会への参加を促すよう指導する。

○　火薬類保管事業所に対しては、平常時に整備しておく保安対策、警戒宣言時にとるべき対応策及び震災時における危険防止のための応急措置などについて、自主保安体制の整備を指導する。

≪都産業労働局≫

○　BCP 策定支援に向けた普及啓発パンフレットの配布やセミナーの開催等により、BCP の普及啓発及び継続的な取組を支援する。

○　BCP の実効性を確保するため、BCP を策定した企業が取り組む対策のうち、事業所の耐震化にかかる費用の一部を補助するとともに、その取組事例を紹介し、普及・啓発を行う。

≪区市町村≫

○　広報紙や防災展等で、事業所相互間及び事業所と防災市民組織等の連携の重要性について、広く啓発に努める。

５　ボランティアとの連携

５－１　一般ボランティアの活動支援に係る東京ボランティア・市民活動センター、区市町村との連携

大規模災害における被災地のニーズに即した円滑なボランティア活動を支援するため、各機関は平常時より市民活動団体等を含め、相互に連携を図る。

機　関　名	活　動　内　容
都生活文化局	○　東京ボランティア・市民活動センターとの連携による災害ボランティアコーディネーターの計画的な養成、東京都災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施 ○　平常時から、東京ボランティア・市民活動センターを中心に、市民活動団体等と協働し、幅広いネットワークを構築 ○　区市町村災害ボランティアセンターの代替施設や資器材のストックヤード等が不足した場合の施設の確保に努めるなど、発災時に災害ボランティアが活動する上で必要な条件の事前整備を実施
東京ボランティア・市民活動センター	○　都との連携による災害ボランティアコーディネーターの計画的な養成、東京都災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施 ○　平常時から、市民活動団体等と協働し、幅広いネットワークを構築

機　関　名	活　動　内　容
区　市　町　村	○　区市町村社会福祉協議会等との連携による区市町村災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施 ○　平常時から、市民活動団体等と協働し、幅広いネットワークを構築

５－２　東京都防災ボランティア等との連携

都は、平成７年５月「東京都防災ボランティアに関する要綱」を策定し、事前に講習や訓練を実施する登録制度を採用して、ボランティアの拡充を推進している。
（資料第　　「東京都防災ボランティアに関する要綱」別冊Ｐ　　）

【東京都防災ボランティア等の概要】

機　関　名	要　件	活　動　内　容
都生活文化局	《防災（語学）ボランティア》 一定以上の語学能力を有する者(満18歳以上、70歳未満の都内在住、在勤、在学者)	大規模な災害発生時において、語学力を活用し、被災外国人等を支援
都都市整備局	《応急危険度判定員》 建築士法(昭和25年法律第202号)第２条に規定する１級建築士、２級建築士、木造建築士または知事が特に必要と認めた者であって都内在住または在勤者	余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否を判定
都都市整備局	《被災宅地危険度判定士》 宅地造成等規制法施行令第18条に規定する土木又は建築技術者	災害対策本部が設置される規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模に被災した場合に、被害の発生状況を把握し、危険度判定を実施
都　建　設　局	《建設防災ボランティア》 公共土木施設の整備・管理等の経験により、同施設等の被災状況について一定の把握ができる知識を有する者	建設局所管施設の被災状況の点検業務支援、都立公園等避難場所における建設局所管施設の管理業務支援、参集途上における公共土木施設等の被災状況の把握

５－３　交通規制支援ボランティアとの連携

警視庁は、大震災等の発生時に交通規制を支援する「交通規制支援ボランティア」について、平成８年８月から運用を開始している。「交通規制支援ボランティア」は、警察署長からの要請により、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器（機）材の搬送及び設置などの活動を行い、緊急交通路等の確保や信号機滅灯時の対応の強化を図っている。

【交通規制支援ボランティアの概要】

機　関　名	要　件	活　動　内　容
警　視　庁	警察署の管轄区域内に居住し、又は活動拠点を有している者で、大震災等の発生時に、警察署長からの要請により交通規制の支援を行う者	1　大震災の発生時に、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器（機）材の搬送及び設置を行う活動 2　平素から、交通規制の内容を表示した案内板、垂れ幕等を保管し、大震災等の発生時に、署長が指定する箇所にこれらの設置を行う活動 3　その他大震災等の発生時に実施する交通規制に関し署長が必要と認める活動

５－４　東京消防庁災害時支援ボランティアとの連携

東京消防庁は、平成７年７月から、消防活動を支援する専門ボランティアとして「災害時支援ボランティア」の募集、育成を開始した。平成 18 年１月には「東京消防庁災害時支援ボランティアに関する要綱」を制定し、活動範囲を震災以外の大規模自然災害等へも拡大した。

【東京消防庁災害時支援ボランティアの概要】

機　関　名	要　件	活　動　内　容
東 京 消 防 庁	原則、東京消防庁管轄区域内に居住する者又は東京消防庁管轄区域に勤務若しくは通学する者であり、かつ震災時等において消防活動支援を行う意志がある15歳（中学生を除く。）以上の者で次のい	災害時には、東京消防庁管内の消防署に参集し、チームを編成後、消防職員の指導と助言により、以下の支援活動を実施 1　応急救護活動 2　消火活動の支援 3　救助活動の支援 4　災害情報収集活動消防用設備

機　関　名	要　件	活　動　内　容
	ずれかの要件を満たす者 1　応急救護に関する知識を有する者 2　過去に消防団員、消防少年団として１年以上の経験を有する者 3　元東京消防庁職員 4　震災時等、復旧活動時の支援に必要となる資格、技術等を有する者	等の応急措置支援 5　参集受付、チーム編成等の消防署内での活動 6　その他、必要な支援活動 平常時には、以下の活動を実施 1　災害時の活動に備え、各種訓練、行事への参加 2　チームリーダー以上を目指す人を対象とした「リーダー講習」、「コーディネーター講習」への参加 3　その他、登録消防署の要請による活動

５－５　赤十字ボランティアとの連携

主に災害発生直後から復旧にかけての期間において、日本赤十字社東京都支部の調整のもとに各防災機関と連携し、被災者の自立支援と被災地の復興支援を目的に行う。

日本赤十字社東京都支部は、日頃から市民を対象に防災思想の普及に努め、災害時にはボランティアが組織として安全かつ効果的な活動が展開できるよう体制づくりやボランティア養成計画などの整備を図る。

【赤十字ボランティアの概要】

機　関　名	要　件	活　動　内　容
日　赤 東京都支部	《赤十字災害救護ボランティア》 災害時にボランティアとして活動するために必要な知識と技術に関する研修（災害救護セミナー）を修了・ 登録したボランティア	平常時には、災害救護に関する勉強会・訓練等を行い、災害時には、医療救護班の支援活動及び赤十字ボランティアによる救護活動のコーディネートなど、災害救護に必要な諸活動の実施
	《地域赤十字奉仕団》 地域において組織された奉仕団	災害時には区市町村と連携し、避難所及び赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）等において被災者等への支援活動の実施

機　関　名	要　件	活　動　内　容
	《特別赤十字奉仕団》 学生及び特定の技能を有した者で組織された奉仕団	各団の特色を生かし、避難所等における被災者のケア等の活動の実施
	《赤十字個人ボランティア》 日本赤十字社東京都支部及び病院・血液センター等で活動し、個人登録されたボランティア	災害時には個人の能力・技能、活動希望などにより被災者等への支援活動の実施

６　都民・行政・事業所等の連携

（１）対策内容と役割分担

各主体は、従来の都民、地域コミュニティ、行政、事業所、ボランティア等が個別に実施していた対策の垣根を取り払い、平常時から相互に連携協力しあうネットワークを形成していく。

機　関　名	対　策　内　容
都　各　局	○　相互に連携協力しあうネットワークを形成するため、各種対策を推進 ○　区市町村が行う地域相互支援ネットワークの育成の促進について、情報提供などの必要な施策の推進
都　総　務　局	○　共助の活動の核となる人材の育成とネットワークづくりの促進
東京消防庁 市町村消防本部	○　都民及び事業所等との協働による、自助・共助による応急手当の普及促進
区市町村 関係防災機関	○　地域、事業所、ボランティア間相互の連携体制の推進 ○　町会・自治会等の体制強化をはじめとした地域コミュニティの活性化対策を図り、地域の防災まちづくりへの積極的な参加等を促すなど地域防災体制の強化促進 ○　合同防災訓練の実施

（２）詳細な取組内容

≪都各局≫

○　相互に連携協力しあうネットワークを形成するため、次のような各種対策を推進する。

・　駅周辺の混乱防止協議会等、都、区市町村、事業所及び地域との相互支援を協議する場の設置

・　東京防災隣組における企業者間連携や町会・事業者間等の連携の普及・拡大

・　自治体間の相互支援体制の強化

・　行政、事業所、地域との連携の在り方についての基本指針やマニュアル等の作成・

啓発

・　震災に強い社会づくりをテーマとしたシンポジウムや講演会の開催

・　東京商工会議所、東京経営者協会等の協力により紹介を受けた、防災について地域貢献意志のある事業所と地域との連携の区市町村を介した推進

・　地域と事業所との連携事例の区市町村、防災市民組織等への積極的なPR及び地域貢献する事業者の広報誌、ホームページによる紹介

≪東京消防庁及び区市町村≫

○　応急手当の普及促進のため、専門的な知識技能を有する消防団、災害時支援ボランティア等と協働した救命講習会の実施を推進する。

○　区市町村及び関係防災機関は、地域の防災市民組織、事業所、ボランティア等が相互に連携するための協議会の設置や情報連絡体制の確保など、協力体制の推進を図るとともに、地域住民が主体となった合同防災訓練の充実を図る。

【応急対策】

１　自助による応急対策の実施
２　地域による応急対策の実施
３　消防団による応急対策の実施
４　事業所による応急対策の実施
５　ボランティアとの連携

１　自助による応急対策の実施

１－１　都民自身による応急対策

○　発災時には、まず自身と家族の身を守り、次に出火を防止する。
○　災害情報、避難情報の収集を行い、避難所においては自ら活動する。
○　地震発生後数日間は、上下水道・ガス・電気・電話等ライフラインをはじめ、食料の供給が途絶える可能性が高いため、当面は、あらかじめ各家庭で準備しておいた食料・水・生活必需品を活用する。

１－２　外国人の情報収集等に係る支援

（１）対策内容と役割分担

各機関は、在住外国人及び外国人旅行者に対し、必要とする情報の収集・提供を円滑に行う。

機　関　名	対　策　内　容
都生活文化局	○　外国人災害時情報センターの業務の実施 災害時の被災外国人への対応として、都庁に外国人災害時情報センターを開設し、次の業務を実施 ・　外国人が必要とする情報の収集・提供 ・　区市町村等が行う外国人への情報提供に対する支援 ・　東京都防災（語学）ボランティアの派遣 ○　東京都防災（語学）ボランティアによる、被災者臨時相談窓口における外国人からの問い合わせ対応
都知事本局	○　大使館、外国機関、海外からの支援組織との連絡
都産業労働局	○　外国人旅行者に対する情報提供への協力
区市町村	○　在住外国人への情報提供 ○　外国人災害時情報センターとの情報交換
観光関連事業者等	○　外国人旅行者の案内、誘導、情報提供

（２）業務手順

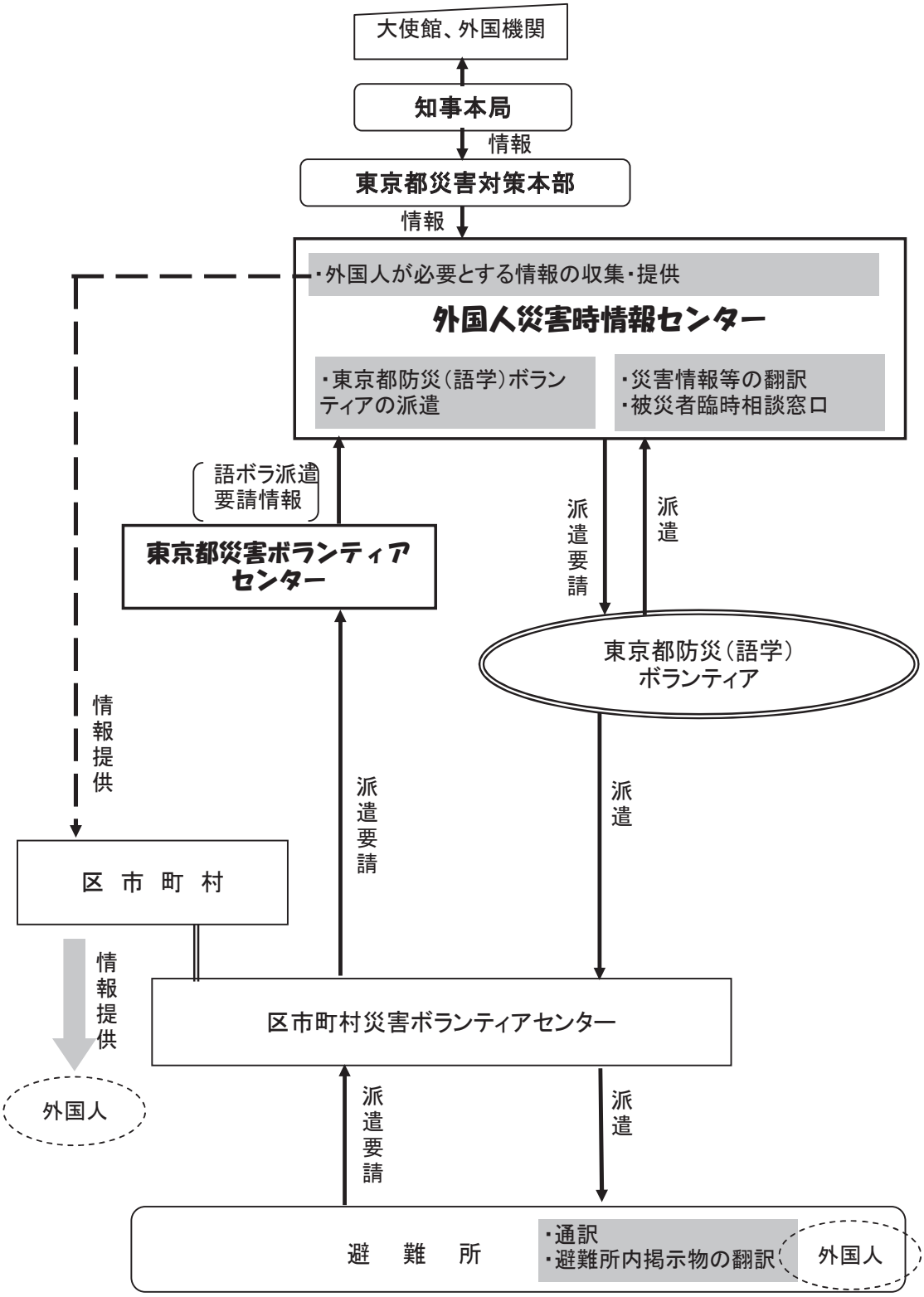
大使館、外国機関
知事本局
情報
東京都災害対策本部
情報
・外国人が必要とする情報の収集・提供
外国人災害時情報センター
・東京都防災（語学）ボランティアの派遣
・災害情報等の翻訳
・被災者臨時相談窓口
語ボラ派遣要請情報
東京都災害ボランティアセンター
派遣要請
派遣
東京都防災（語学）ボランティア
情報提供
派遣要請
派遣
区　市　町　村
情報提供
区市町村災害ボランティアセンター
外国人
派遣要請
派遣
避　難　所
・通訳
・避難所内掲示物の翻訳
外国人

２　地域による応急対策の実施

（１）対策内容と役割分担

消防団及び防災市民組織（東京防災隣組など）や事業所等は、自らの身の安全を図るとともに、自助、共助の精神に基づき、発災初期における初期消火、救出救助、応急救護活動等を実施する。

機　関　名	対　策　内　容
防災市民組織	○　近隣での助け合い（出火防止、初期消火、救助等） ○　安否や被害についての情報収集 ○　初期消火活動 ○　救出活動 ○　負傷者の手当・搬送 ○　住民の避難誘導活動 ○　災害時要援護者の避難支援 ○　避難所運営 ○　自治体及び関係機関の情報伝達 ○　炊出し等の給食・給水活動　等（「自主防災組織の手引」）
消　防　団	○　消防隊と連携した消火活動 ○　地域住民との協働による救助活動、応急救護活動 ○　災害情報の収集・伝達活動 ○　住民指導、避難勧告・指示の伝達、避難者の安全確保等
事　業　所	○　事業所相互間の協力体制及び防災市民組織等との連携による消火活動、救護活動等の支援

（２）詳細な取組内容

≪防災市民組織≫

○　市民消火隊等による活動

火災が発生した場合は、防災市民組織が協力して、スタンドパイプやD級可搬ポンプを活用した初期消火を実施する。

なお、地域で行う初期消火活動は、火災の拡大防止を主眼に行い、資器材の能力や市街地の特性を勘案して行う。消防団員や消防隊が到着後は、その指示に従う。

○　救出・救護活動

地域の資器材保管場所や最寄りの消防署等にある簡易救助資器材を活用する。

倒壊建物等の二次災害の防止を図り、負傷者の救出を実施し、負傷者に対し、応急救護を実施するとともに、救護所への搬送を実施する。

また、災害時要援護者については、登録名簿をもとに安否確認を行うとともに、消防団等と連携して、避難誘導や救出・救護を行う。

○　避難所運営支援

避難所運営主体である区市町村や地域住民と連携し、防災市民組織リーダーを中心に、女性や災害時要援護者等にも配慮した避難所運営支援を行う。

３　消防団による応急対策の実施

○　発災と同時に付近の住民に対して出火防止と初期消火の呼びかけを行う。

○　災害の初期対応を行うとともに、消防活動上必要な情報や被災状況の情報収集を行い、携帯無線機等を活用し、消防団本部等に伝達する。

○　同時多発火災の拡大防止を図るため、消防署隊との連携を一層強化し、分団受持区域内の建物等の消火活動及び避難道路防護活動を消防団独自に、又は消防署隊と連携して行う。

○　所轄消防署(所)の消防署隊応援要員として消火活動等の応援をするとともに、活動障害排除等の活動を行う。

○　救助器具等を活用し、地域住民との協働による救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

○　避難勧告、指示等が出された場合は、これを地域住民に伝達すると同時に、関係機関と連絡をとりながら、地域住民の避難誘導、避難者の安全確保及び避難場所の防護活動を行う。

４　事業所による応急対策の実施

○　来訪者や従業員等の安全を確保し、初期救出、初期救護を行う。

○　出火防止、初期消火を速やかに実施する。

○　正確な情報を収集、提供する。

○　施設の安全を確認した上で、従業員の一斉帰宅を抑制する。

○　事業所での災害対策完了後、地域の消火活動、救出、救助活動を実施する。

○　初期消火で対応できない火災が発生した場合等は、速やかに避難する。

○　応急対策後は、事業の継続に努め、地域住民の生活安定化に寄与する。

５　ボランティアとの連携

（１）対策内容と役割分担

都及び東京ボランティア・市民活動センターは、災害時に東京都災害ボランティアセンターを設置し、区市町村等と連携して、一般のボランティアが、被災地のニーズに即した円滑な活動ができるよう支援する。

機　関　名	対　策　内　容
都生活文化局	○　東京ボランティア・市民活動センターと協働で東京都災害ボランティアセンターを設置・運営し、区市町村災害ボランティアセンターを支援 ○　都内の被災状況の情報収集 ○　国・道府県・区市町村等との支援調整

機　関　名	対　策　内　容
	○　区市町村からの要請に基づく、区市町村災害ボランティアセンターの代替施設や資器材のストックヤード等が不足した場合の施設の確保 ○　ボランティアの受入れ状況等の情報提供
東京ボランティア・市民活動センター	○　都との協働により東京都災害ボランティアセンターを設置・運営し、区市町村災害ボランティアセンターを支援 ○　市民活動団体等との連携 ○　災害ボランティアコーディネーターの区市町村災害ボランティアセンターへの派遣 ○　区市町村災害ボランティアセンターの立上げ・運営支援 ○　被災区市町村のボランティアニーズ等の収集及びボランティアの受入れ状況等の情報提供 ○　資器材やボランティア等の区市町村間の需給調整
区　市　町　村	○　区市町村社会福祉協議会等との協働による区市町村災害ボランティアセンターの設置・運営 ○　ボランティア活動支援に当たっては、地域に精通した区市町村災害ボランティアセンターが中心となり、必要な情報や資器材等を提供し、ボランティア等を直接的に支援
警　視　庁	○　交通規制支援ボランティアへの支援要請
東京消防庁 各消防署所	○　東京消防庁災害時支援ボランティア受入本部の設置 ○　東京消防庁災害時支援ボランティアへの活動要請

【東京都防災ボランティア等の活動内容】

ボランティア名	出動要件及び活動内容
防災（語学）ボランティア	外国人災害時情報センターからの協力依頼を受け、都の災害情報の翻訳や被災者臨時相談窓口における外国人からの問い合わせ対応、区市町村が設置する避難所等での通訳・翻訳を実施し、被災外国人等を支援
応急危険度判定員	区市町村からの協力依頼を受け、余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否を判定
被災宅地危険度判定士	都都市整備局からの協力依頼を受け、地震等による宅地への被害の発生状況を把握し、危険度判定を実施
建設防災ボランティア	震度５強以下の地震発生時には都建設局からの出動要請を受け、また、震度６弱以上の地震発生時には自主的に、それぞれ出動し、建設局所管施設の被災状況の点検業務支援及び都立公園等避難場所における建設局所管施設の管理業務支援等を実施
交通規制支援ボランティア	警察署長からの要請を受け、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器（機）材の搬送及び設置等を実施
東京消防庁災害時支援ボランティア	東京消防庁管内における震度６弱以上の地震発生時に、あらかじめ登録した部署に自主的に参集し、東京消防庁が管下で行う消防活動の支援（応急救護活動、消火活動の支援及び救助活動の支援など）を実施

（２）業務手順

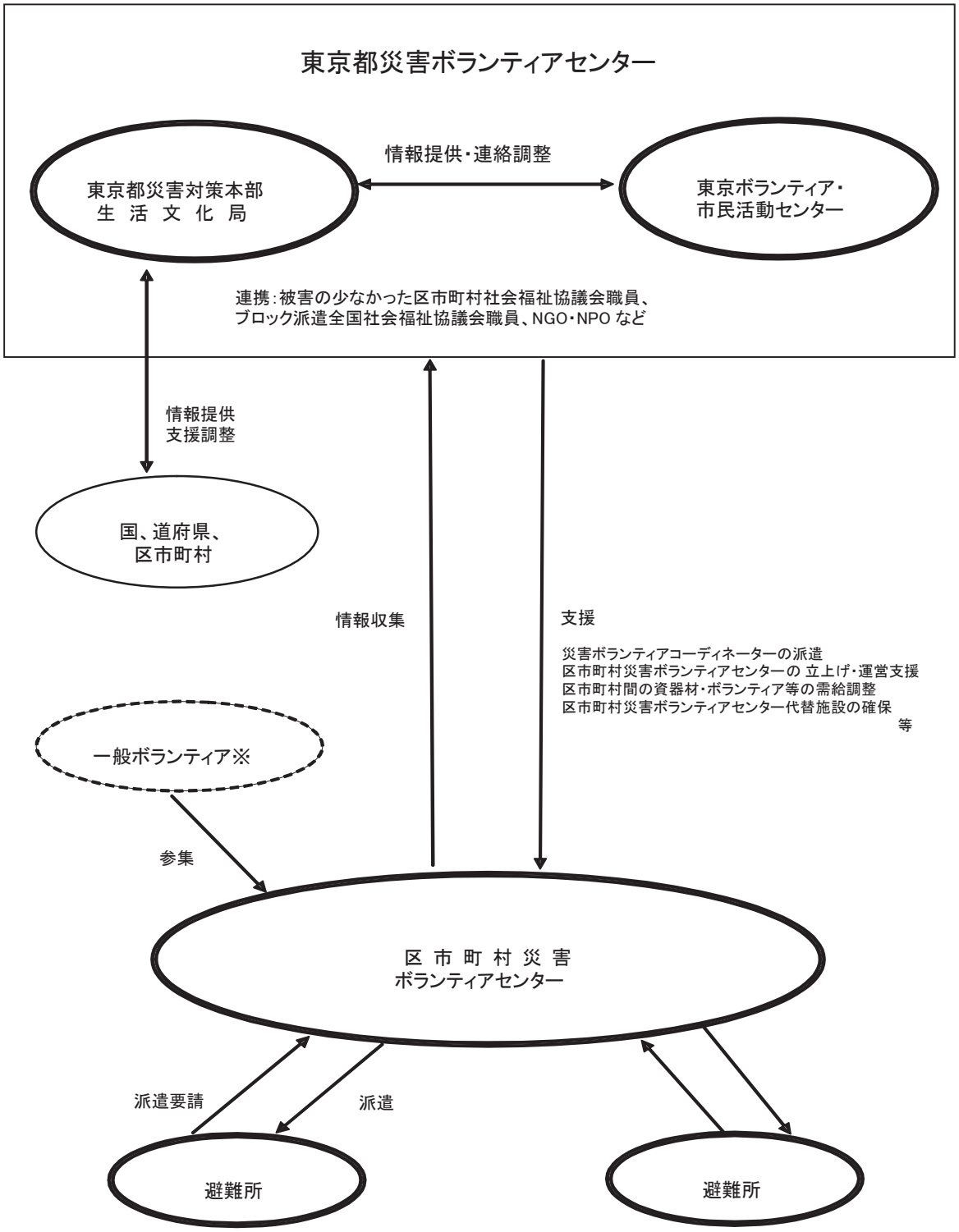

※専門知識・技術や経験に関係なく労力等を提供する（避難所運営やがれき撤去等）ボランティア